

要監視地域等における対策の現状について

平成 18 年 3 月 17 日
水・大気環境局大気環境課

各自治体に対して、ベンゼン等に係る対策の現状等について聞き取り調査を行った。その概要は以下のとおりであった。

1. 要監視地域における対策の現状について

(1) ベンゼンに係る要監視地域について

千葉・市原地域

地域自主管理計画策定時に、関連する事業場が参加して(社)千葉県環境保全協議会内にベンゼン地域自主管理ワーキンググループを設立した(別添1)。今後も、自治体に参加し対策等についてチェック及びレビューを引き続き継続する予定である。現在、千葉県独自の自主管理計画について検討している。

堺地域

環境基準超過の原因究明のため、平成17年度には、堺市が環境濃度を詳細に把握する追加調査を実施するとともに、発生源についても、大阪府と堺市が、P R T Rデータを活用するほか、工場に対するヒアリングを実施することにより、事業所におけるベンゼンの排出実態や対策の実施状況の把握に努めてきた。

これまでのデータでは、ベンゼン濃度と風向・風速の関係は不明確であったが、今後とも調査を継続し、データの蓄積を図りながら、引き続き原因を究明していく予定である。

倉敷地域

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、ベンゼンが大気中に排出又は飛散に伴い環境負荷が著しいと認める地域として「水島臨海地域」を指定し、指定地域内のベンゼン排出事業者に対し、排出施設の届出、事業所周辺のモニタリング、施設からの排出量、削減計画策及び実績報告を義務付けている。

これらの内容を公表することで、事業者における排出抑制対策を促進するとともに(別添2)、水島コンビナート環境安全情報交流

会（通称：E S I 会）に対して、県及び市が実施したモニタリング結果等の情報を提供したり、県や市の担当者が交流会への参加することにより対策の推進を行っている。

～ の地域

モニタリング地点が幹線道路等の近傍のため、自動車等の移動発生源の影響が大きいと考えている。

（２）ニッケル化合物に係る要監視地域について

八戸地域

平成 15 年度に青森県は事業者に対し排出抑制・飛散防止対策について協力を要請し、事業者から当該対策に係る自主管理計画及び実施状況について定期的に報告を受けている。

安来地域

県、市及び事業場の三者で毎年検討会を開催し、対策状況の検証及び意見交換を行っている。また、事業場においては、大気濃度の自主測定（月 1 回、1 地点）、集塵器の設置等の対策を行っている。

今後も事業者において集塵の増設、施設改善等を行い、計画的に集塵機能の向上を図ることとされており、関係機関が連携し対策に取り組む予定となっている。

倉敷地域

過去のモニタリング調査結果の解析により、測定点周辺の中小事業所の立入調査を実施した。その結果、ニッケル化合物等の金属の溶射を行う事業者による影響が疑われたため、当該事業場における排出口及び周辺調査を実施し、事業者に対し設備の点検・改修及び集じん機の設置を指導した。

2．要調査地域における対策の現状について

固定発生源の影響もあると考えられる地域（ベンゼン：川崎地域及び加古川地域、ニッケル化合物：川崎地域）については、既に関連する事業場に対する立入調査等の取組が実施されている。

3．旧自主管理地域（上記以外）における対策の現状について

大牟田地区（福岡県・大牟田市）

平成 18 年度以降についても、福岡県が環境省からの委託を受け

て、事業場の敷地境界等の測定を実施することとしており、その結果をもとに、事業場への指導等を実施する予定。また、関連する事業場との間で、事業場が独自に実施した自主測定の結果等について情報交換を行っている。

室蘭地区（北海道・室蘭市）

関連する市内6事業所、北海道及び室蘭市をメンバーとする「室蘭地域環境保全連絡会議」を設置し、会員相互で緊密な情報交換などを行いつつ、各社が自主的に環境保全計画を策定し、有害汚染物質の測定等対策を進めている。また、自治体は策定された保全計画の進捗状況の確認や実績のとりまとめを行っている。

鹿島地区（茨城県・鹿島市）

地域自主管理計画を定め、排出量を削減し、現在環境基準を達成しており、今後もモニタリングを継続していく予定。